

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 4 月 21 日現在

機関番号：16201

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2013

課題番号：24730105

研究課題名(和文)ドイツ環境法における権利救済制度の新展開 - ドイツ環境・権利救済法を素材にして -

研究課題名(英文) New deployment of the Administrative litigation system in the German environmental law

研究代表者

小澤 久仁男(Ozawa, Kunio)

香川大学・法学部・准教授

研究者番号：30584312

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,000,000円、(間接経費) 300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、ドイツ環境法で導入されている団体訴訟制度について、環境・権利救済法に焦点をあてて分析を行った。わが国行政法学・環境法学においては、現在、団体訴訟の導入が議論されており、ドイツの議論がたびたび紹介されている。そこで、本研究は、ドイツが権利保護の在り方をどのように方向付けようとしているのかを解明することが目的である。

平成24年度には、環境・権利救済法の制定経緯およびそこでの規定内容について扱った。そして、平成25年度には、環境・権利救済法の規定を更なる理解を深めるべく、手続法上の団体訴訟について扱った。本研究を通じて、行政訴訟それ自体の意義を考察する必要性を感じるに至った。

研究成果の概要(英文)：This research analyzed `Umwelt-Rechtsbehelfsgesetz` (German Law on supplementary provisions governing actions in environmental matters under Directive 2003/35/EC). In our country administrative law and environmental law, it argues about introduction of the `Verbandsklage` (class action) and the argument of Germany is introduced frequently now. Then, it is the purpose to explain how this research tends to Germany's right protection system.

In 2012, it treated about the establishment Umwelt-Rechtsbehelfsgesetz, and the contents of regulation of a there. And in 2013, it treated about `verfahrensrechtliche Verbandsklage` in Umwelt-Rechtsbehelfsgesetz. Then, it came to feel the necessity of considering the meaning of administrative litigation itself, through this research.

研究分野：行政法・環境法

科研費の分科・細目：新領域法学

キーワード：団体訴訟 環境・権利救済法 オーフス条約 原告適格 環境親和性審査

1. 研究開始当初の背景

わが国では、長きにわたって、行政訴訟において原告適格の範囲が狭いという問題点が指摘され、行政法学における最大の関心事の1つに挙げられてきた。そのため、このような状況を改善する一手段として、団体訴訟の導入の可能性が模索され続けてきた。

この点、わが国行政法学が範としてきたドイツでは、環境法の領域ではあるが、1970年代に州レベルの自然保護法で、個人の権利侵害がなくともある一定の資格を備えた自然保護団体に訴権を認めようとする公益的団体訴訟が導入されて以来、2002年には連邦自然保護法で、2006年には環境・権利救済法においても団体訴訟が導入されてきた。このようなドイツ環境法における取組みは、わが国でも、原告適格の拡大を巡る議論の中で、頻繁に紹介されている。

他方で、2009年に申請者は、2002年改正連邦自然保護法における団体訴訟制度について取り上げた。そこでは団体訴訟が登場してきた経緯および規定内容の分析を行っているが、その制度の根底に、自然保護団体が自然保護を担ってきたという歴史がある点にも着目することによって、同法の団体訴訟は、ドイツ行政訴訟制度における単なる例外としてではなく、それと整合的な整備が図っていることを明らかにした。また、同年、申請者は、2008年に環境法典参事官草案が公表されたことを受け、同草案における団体訴訟を取り上げたが、そこでは団体訴訟を情報アクセス権や公衆参加といった権利保護制度とも結びつけることによって、従来と異なる新たな展開を示していることを明らかにした。

このように申請者は一貫してドイツの団体訴訟について研究を行ってきたが、以上のような成果を踏まえ、ドイツ環境・権利救済法における団体訴訟制度に関心を持つことに至った。そして、この環境・権利救済法における団体訴訟が、どのような経緯を受けて誕生し、加えて、連邦自然保護法上の団体訴訟と比べてどのような相違点を有するのかを探っていくことによって、ドイツ環境法・行政法上では権利救済制度をどのように方向付けようとしているのかを考察する足がかりとしたいと考えていた。

2. 研究の目的

ドイツ環境法上の団体訴訟制度は、自然保護法であれ、環境・権利救済法であれ、いずれも行政によって承認された団体(承認団体)自らの権利利益が何ら侵害されていなくても、出訴資格を認めている点で異なるところはない。しかしながら、環境・権利救済法上の団体訴訟では、団体固有の利益侵害が生じていなくても、本案審理要件として「個人の権利を根拠づける規範」が侵害された場合にのみ出訴資格を認めるといった制限を課している。これに対して、連邦自然保護法上

の団体訴訟は、「個人の権利を根拠づける規範」ではなくとも、団体訴訟の提起を認めている。そのため、環境・権利救済法上の団体訴訟は、いわば一般市民の代理人的立場で出訴資格を認められているに過ぎないことにもなる。そのようなこともあって、環境・権利救済法上の団体訴訟は、主観訴訟と客観訴訟の中間的な訴訟として位置付けられている。そこで、本研究においては、環境・権利救済法上の団体訴訟が登場することになった背景を探ることで、ドイツ行政法および環境法が権利救済制度をどのように方向付けようとしているのかを解明する手がかりにしたいと考えている。このようなドイツにおける2つの団体訴訟の存在および議論の展開を探ることによって、団体訴訟導入が目下、課題とされているわが国行政法学にとっても導入の議論を行う際の参考になるものと考えていた。

3. 研究の方法

本研究は、平成24年度・平成25年度の計2年間で行うものであった。共にドイツ環境・権利救済法における団体訴訟制度を研究課題としていた。その際、現在の環境・権利救済法は、オーストリア条約およびこれに基づく各EC指令との関係で、国内法化が不十分であると欧州裁判所の判決の存在に留意して研究を行っていく必要があった。つまり、環境・権利救済法は改正される可能性が高い状況にあったため、この環境・権利救済法について、2段階で研究を行った。まず、平成24年度には、現行の環境・権利救済法について、それが制定された経緯およびそこの規定について研究を行った。これにより、EUの権利保護の捉え方およびドイツの国内法化への苦悩と妥協が明らかとした。そして、これをベースに平成25年度には、改正された環境・権利救済法および手続法上の団体訴訟についての研究を行った。後者は、近年、ドイツの学説上で議論されつつあり、環境法の一部の領域で主観化がなされているかどうかを明らかにしていきたいと考えたものであった。これらにより、ドイツ環境法における権利保護制度の方向性を明らかにしていきたいと考えていた。

4. 研究成果

(1)平成24年度は、環境・権利救済法(2013年に環境・権利救済法の改正案が成立しており、それ以前の同法)上の団体訴訟制度にかかわる研究を行い、これについての成果として論文の公表を行った。同論文においては、以下の点に関して分析を行った。まず、同法が制定された経緯として、オーストリア条約およびこれを実現するための各EC指令について取り上げた。これらにより、欧州においては、情報アクセス権、公衆参加権、そして司法アクセス権を通じた環境法全体の権利保護制度の基本的枠組を形成しようとしてお

り、これらを実現するべく、環境・権利救済法が制定されることになったという経緯を明らかにした。

次に、以上のような欧州の動向を受けて制定されることになった環境・権利救済法の規定を自然保護法上の団体訴訟制度との異同も含め、取り上げた。これらにより、環境・権利救済法上の団体訴訟制度の特徴としては、ドイツ連邦自然保護法上の団体訴訟とは異なり、「個人の権利を根拠づける」規範の侵害を必要とするという制限を加えている点を強調した。また、一部の領域においては、自然保護法および環境・権利救済法の2つの団体訴訟を提起することが可能であり、両者の優劣が問題となる。この点について、環境・権利救済法は多くの環境利害を対象としているのに対して、連邦自然保護法上の団体訴訟は、自然保護法上の利害にのみ限定されることから、自然保護法が適用されない場合に限り環境・権利救済法を適用すべきであるとする判例などを取り上げた。

以上の分析の結果、環境・権利救済法においては、まず、全体としての権利保護制度の中に団体訴訟を位置付けようとしていることを示した。そして、そのような点がまさしく、ドイツの伝統的行政訴訟体系の枠組みを基本的に維持しつつ展開されている環境法上の団体訴訟の特色であるとした。

(2)平成25年度の研究は、環境・権利救済法における手続法上の団体訴訟の展開およびその位置付けについての研究を行った。これにより、改正前・改正後を問わず、環境・権利救済法の意義それ自体の理解に奉仕するものと考えている。

そして、本研究においては、まず、ドイツ行政法における手続的瑕疵の制度および連邦自然保護法における手続法上の団体訴訟の展開の整理を行った。なお、環境・権利救済法で手続法上の団体訴訟が導入される以前は、原則として、手続の瑕疵のみを理由に訴訟を提起することは許容されてこなかった。けれども、ドイツ連邦自然保護法下における自然保護団体の協働権侵害については、例外的に、手続の侵害のみを理由とした訴えが許容されてきた。そのため、連邦自然保護法上の展開が、環境・権利救済法の議論へと結実している。

他方で、環境・権利救済法においては、主に環境親和性審査(いわゆる環境アセスメント)の瑕疵について、手続法上の団体訴訟を許容している。それゆえ、ドイツにおいては、環境・権利救済法が制定されたことによって、手続的瑕疵に対する訴訟の可否、換言すれば、環境親和性審査の主観化が議論されている。けれども、目下、ドイツにおいては、環境親和性審査の主観化については否定する意見が根強く存在している。

このような状況ではあるものの、申請者としては、団体訴訟の導入を契機に主観化が論じられてきている点に注目しており、そして

また、団体訴訟を行政法学における例外として位置付けること以外にも、従来までの体系に沿って団体訴訟を位置付けることも視野に入れて検討されるべきではないかと考えるに至っている。

以上のように、本研究の成果は、環境・権利救済法を取り扱うことによって、単に環境・権利救済法の規定それ自体にとどまらず、ドイツ行政訴訟制度(特に原告適格論や団体訴訟論)についての研究の必要性を痛感したことである。この点を意識しつつ、今後も研究に尽力していきたいと考えている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計2件)

「環境法における団体訴訟の行方 - ドイツ環境・権利救済法を参考にして -」香川大学法学会編『現代における法と政治の探求』, 成文堂, 2012.10

「住民監査請求・住民訴訟における対象と違法性」岡田正則・榊原秀訓・白藤博行・人見剛・本多滝夫・山下竜一・山田洋編『現代行政法講座4巻』, 日本評論社, 2014.03

* 本研究に直接関連しないテーマであるが、本稿執筆にあたり、本研究に着想を得ているため、記載している。

[学会発表](計1件)

[図書](計0件)

[産業財産権]
出願状況(計 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年月日:
国内外の別:

取得状況(計 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
取得年月日:
国内外の別:

[その他]
ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者
小澤 久仁男 (OZAWA Kunio)

研究者番号 :
30584312

(2)研究分担者
()

研究者番号 :

(3)連携研究者
()

研究者番号 :